

令和2年4月30日

事業主様
被保険者様

関西文紙情報産業健康保険組合

5月7日以降の当組合“健康管理室”における健診業務等について

平素は、当健康保険組合の事業運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在政府から新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国に発せられ、外出自粛要請に従い、当組合“健康管理室”における健診業務を5月6日まで休止させていただいております。

5月7日以降の健診業務等についても、政府発表が大型連休中となる公算が大きいため、下記のとおりとさせていただきたく存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 緊急事態宣言が延長された場合

- ・5月7日以降も、緊急事態宣言発令中は健診業務を休止（延期）します。

2. 緊急事態宣言が解除された場合

- ・5月22日（金）まで

外出自粛・感染防止の観点から、受診者様の安全を最優先に考え、緊急事態宣言の解除後も、**5月22日までは健診業務を休止（延期）いたします。**

- ・5月25日（月）以降

感染拡大収束の状況等を見極めて、健診業務再開の判断をいたします。

健診業務再開については、改めてお知らせいたします。

3. 健保組合の一般業務について

- ・現行どおり、**午前9時から午後5時**までです。

- ・上記に伴って、**時差出勤や交代制による勤務シフトを継続**しますのでご協力を
お願いします。

上記1.及び2.に関するお問い合わせは（06-6765-9212）保健事業課まで